

2009年度の取り組み

- ・ 期末手当での調整（4～11月分給与の引き下げ）を撤回させました！
- ・ 休日勤務に関して改善を交渉中！

組合員が増えれば
もっと成果をあげられる！

組合員 募集中！！

組合への加入を希望される方は、
お近くの執行委員かメールで執行委員会までご連絡ください。

例えば... 「雇用期限の撤廃を、大きな声にして届けましょう！」

今年度は年俸制業務支援職員の3名が正規職員になったと聞き、「どうしても必要な部署に能力のある人なら採用したい」という大学の前向きな姿勢を感じました。

しかし同時に「それなら、なぜパート職員の雇用期限撤廃はなされないのか」という疑問が生まれました。いつかの団交で「パート職員は厳しい試験を通過してきたのではない。リスクは負いたくない」と言われたことを思い出します。それなら学内で試験をやって頂きたいとも思います。それほどパート職員の仕事は軽んじられているということなのでしょう。教室事務の仕事を見ても業務内容は1年がサイクルになっており、その内容も多様で複雑な物も多く1年経ってやっと仕事の全容がわかります。一ヶ月（現実には半月くらい）の引き継ぎをしても実務はすぐには身に付きません。不安いっぱい仕事に就き、事務の流れのわからないことは他の教室事務の人に聞き、複雑なパソコンの使い方は周りの先生方や技術職員の方に聞き、大変なストレスを抱えながらやってきたと皆さんおっしゃいます。主任をはじめ先生方の業務内容も年々増える中で「去年はどうだったの？何年か前にこんな問題無かった？」と聞かれても資料が見つからない、答えられないことがとても困るとも。そうして、2年ほどかけて、ようやく一年のサイクルが分かってきたところで雇用期限の3年が来てしまい、習得した仕事のスキルが発揮されることなく次の職員へ引き継ぐ、という状態になっています。また、業務内容の引き継ぎに関しては当人に任されている状態なので、年々細分化されて増え続けている職務をどのように引き継いで行けばよいのかも大変な悩みとなっています。短期間で一年のサイクルの全ての業務内容を伝え、次の職員に習得して貰う事は大変困難な事ですので人事交代時の現場の混乱は避けられない状態です。今のパートタイム職員の業務は継続的な仕事です。三年雇用で年間経費をわずかに削減できても長い目で見れば大学運営においても大変な損失だと思います。三年雇用を撤廃した大学はこれに気付いたのだと思います。新規雇用時では採用のハードルを高くしてもいいです。継続雇用であれば職務評価を行ってもらってもいいです。仕事に誇りをもって働き続けることができればさらに職員のモチベーションは上がるでしょう。正規採用をと言っているわけではありません。仕事の落ち度もないのに3年でおしまいという不安を意欲に変えてもらいたいです。先生方からは今の三年雇用に対する不満の声などはあがっていないのでしょうか。大学には作業効率や現状を踏まえた上で、雇用期限が本当に必要かどうか検討して頂きたいと思います。組合としても要求項目として取り上げます。パート職員の皆さんもぜひ組合に加入して一人ひとりの声をあげて欲しいのです。一緒に頑張りましょう。

皆さんに組合への加入をお願いしています！

昨年度の人事院勧告に伴う給与改定により、給与が引き下げられたことは記憶に新しいことと思います。『組合だより』でもご報告してきたように、大学側が給与改定案を九州工業大学教職員組合に提案してから5回の団体交渉を申し入れ、提案の撤回・改善を求めて交渉を行いました。その結果、「期末手当での調整(すでに支払われた4~11月分の給与を引き下げ、差額を期末手当から差し引く案)」を撤回させ、「休日勤務に関する改善」を協議中で、一定の成果をあげました。

しかし、近隣大学では「新たな手当の新設」や「昇格基準の見直し・改善」を代償措置とすることが出来た組合もあります。この結果の違いは九州工業大学教職員組合の組織率が低いことも大きな要因の一つです。

Q. 何人くらいの教職員が加入しているの？

A. 九州工業大学教職員組合の組織率は約 20%です。今年はより多くの皆さんに加入をお願いしています。もちろんパート職員の方も加入頂けます。

Q. 組合に入るメリットはなに？

A. 使用者である大学は、組合の申し入れる「団体交渉」には応じる義務があり、ここで協議・決定された事項は必ず履行しなければなりません。このように組合は労働者である教職員の意見・要求を大学側と直接交渉する窓口です。皆さんが個々に抱えている不満や要望でも、組合を通して交渉することで改善することが可能です。

Q. いろいろ仕事がまわってくるのでは？

A. まずは「組織率を上げること」を第一目標に組合への加入をお願いしています。組合に入って頂いて組合の活動を理解して頂き、「私も一役買おう」と思われた時にはお願いします。

Q. 組合費って高いんじゃないの？

A. 組合費は「本棒の千分の7.5 加える 80 円を月額とする。ただし最高 1800 円とする。定員外職員は月額推定収入の千分の 7.5 とする。」と決めています。例えば月額推定収入が 20 万円だとすると 1580 円/月、10 万円だと 830 円/月程度です。他大学では 3~4,000 円を超えるところも少なくありません。

■□■組合員募集中■□■

組合への加入を希望される方は、お近くの執行委員かメールで執行委員会までご連絡ください。

kitunion@ninus.ocn.ne.jp

Q. 過半数代表者がいるから組合は不要では？

A. 過半数代表者は就業規則に対して労働者の意見を述べることはできますが、労働条件や賃金等の交渉(労使交渉)など、労働者の権利を守るための積極的な活動ができるのは組合だけです。もし、過半数組合があれば、自動的に過半数代表として大学当局と話し合う立場になり大学に対する要求が通りやすくなり、労働環境の改善につながります。